

利益相反管理運用ガイドライン

1. 利益相反取引等の特定

当社において、顧客の利益を不当に害し、若しくは、当社の信用を損なう可能性のある利益相反取引又は、利益相反の状態（以下総称して「利益相反取引等」という。）とは次のようなものをいう。

但し、これらは当社または当社役職員が関与し得る全ての利益相反取引等を網羅的に記したものではない。

また、ここでいう「当社」とはグリーンズレッジ・キャピタル・マーケット LLC 及びザ・グリーンズレッジ・グループ LLC（以下総称して「当社グループ会社」という。）を含み、このため次の事例において、相反する2つの契約の当事者の一方が当社、他方が当社グループ会社であるようなケースも含まれる。

- ① 投資信託、投資法人、集団投資スキーム等（個別投資家専用ファンド（いわゆるセパレート・アカウント）の場合を含む。）（以下総称して「ファンド等」という。）への投資勧誘（私募の取扱い等によるものをいう。）を当社が行い、その対価を当該ファンド等から受領する一方、そのファンド等への投資家が行うデューディリジエンスや契約書等の交渉において、当該投資家から手数料等を徴収して当該投資家に対する投資開始前のコンサルティングを行うこと。
- ② 当社が投資勧誘を行っていないファンド等に対して投資家が投資を実施した後、当該ファンド等から手数料を徴収して当該ファンド等の運用状況その他に関する情報を投資家に提供する一方、その投資家から手数料を受領して当該ファンド等のモニタリング、デューディリジエンス・レビュー等のサービスを行うこと。
- ③ 当社が、他の事業者の経営権、業務、資産等の譲渡に関する助言契約を締結する一方、当該譲渡取引の対象権利、業務、資産等の取得にかかる助言契約を別の譲受候補者と締結すること。
- ④ 対立関係にある複数の顧客（例えば、M&Aに関する助言における買収側の会社と被買収側の会社）に対し、助言やコンサルティングの契約を締結すること。

なお、新規業務を開始する場合または法令や業界慣習規則等に変更が発生した場合、法務コンプライアンス部は必要に応じて新たに利益相反取引等の特定を起案し、経営会議の承認を得てこれに追加・訂正を行う。

2. 利益相反取引等の該当性判断

以下の各場合には利益相反取引等に該当するものとする。

- ① 利益相反取引に係る法令の規定に抵触する場合
- ② 本ガイドライン1に定める事項に該当する場合
- ③ 形式的に利益相反取引に係る法令の規定または本ガイドライン1に定める事項に該当しない場合でも、顧客の利益を不当に害しまたは当社の信用を損なう可能性がある場合

3. 利益相反に関する情報の管理

- (1) 営業統括部は、次に掲げる業務・事項に関する情報を業務内容、取引年月日、取引先毎に検索可能な状態で管理・保管することとし、当該情報は業務統括部の要請があれば閲覧に供するものとする。
 - ①業務の別（有価証券の売買の媒介、有価証券の私募等の取扱い、各種付随業務、等）
 - ②取引年月日または契約年月日
 - ③取引先名（投資家、発行体、運用会社、等）
 - ④当社が受け取る手数料等の支払者名
 - ⑤取引・契約の概要
- (2) 業務統括部は、利益相反管理担当者から報告のあった事項、検査により判明した事項につき、当該事項に関する情報を上記（1）に準じ管理・保管するものとする。

4. 利益相反管理のための措置

本ガイドライン2の各号に掲げるような利益相反取引等が発生する可能性が明らかになった時点で、利益相反管理担当者からの報告に基づいて、法務コンプライアンス部は以下に定める対応措置を講ずるよう関係部署に指示することとする。

- ① 取引条件又は方法の変更を行うこと
- ② 当該取引等の業務を断念すること
- ③ 当該顧客等との間で利益相反取引等を行う関係部署間または関係担当者間において、顧客関係情報その他業務に関する情報を隔離遮断する措置を講じること
- ④ 利益相反取引等を行う役職員等について其々独立した管理に服させること
- ⑤ 必要な情報を顧客および関係当事者に書面等により開示した上で同意を得ること

なお、万一利益相反取引等を行ってしまった後に利益相反該当性を初めて認識した場合は、法令の許す範囲において、上記①～⑤その他の適切な措置をとるものとする。また、本項の上記③④の措置については、複数取引の何れの当事者とも日本における当社である場合には、これを行うことは出来ない。

5. 情報遮断措置およびチェック体制

本ガイドライン2の各号に定める利益相反取引等に該当する可能性が明らかとなった場合であって、複数取引の何れかの当事者が日本における当社、他方が当社グループ会社である場合で、前項③又は④ないしはその両方の措置を講じることとした場合には、当社と当社グループ会社間で、顧客関係情報その他業務に関する情報を隔離遮断するための適切な措置を講じると共に、その実効性を保つためのチェック体制を敷くこととする。但し情報遮断措置またはそのチェック体制の構築が困難な場合には、前項③または④の措置はこれを行うことが出来ない。

(制定日： 平成 23 年 5 月 13 日)
(最終改訂日： 平成 26 年 7 月 22 日)